

介護老人福祉施設重要事項説明書

様

当施設はご契約者に対して、指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 崇徳会
- (2) 法人住所 埼玉県ふじみ野市大井 621-1
- (3) 電話番号 049-261-0700
- (4) 代表者氏名 野溝 守
- (5) 設立年月日 平成5年8月1日

2 特別養護老人ホーム マザーアースの概要

- (1) 提供できるサービスの種類 介護老人福祉施設サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	特別養護老人ホーム マザーアース
所在地	埼玉県ふじみ野市大井 6 2 1 - 1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 埼玉県 1 1 7 2 4 0 0 1 5 0 号

(3) 施設の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		サービス管理全般	1名
医師		名	2名	診療、健康管理等	2名
生活相談員		3名	名	生活上の相談等	3名
管理栄養士		1名	名	栄養管理等	1名
機能訓練指導員		1名	名	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名
介護支援専門員		3名	名	サービス計画の立案・管理等	3名
事務職員		4名	2名	一般事務・料金請求等	6名
看護・介護職員	看護師	3名	名	医療、健康管理業務等	3名
	准看護師	1名	名		1名
	介護福祉士	14名	名	日常介護業務等	14名
	1～2級修了者	7名	8名		15名
	その他	2名	1名		3名

(4) 施設の設備の概要

定員		56名	静養室	1室	
居室	ユニット型個室	室	医務室	1室	
	ユニット型準個室	室	食堂	2室	
	従来型	4人部屋	12室	機能訓練室	1室
		2人部屋	1室	談話室	1室
		準個室	室		
その他	人部屋 室				
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。			

3 サービス内容

① 施設サービス計画の立案

1. …介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画をたて、利用者又は御家族の方に説明し、同意をいただきます。

② 食 事… 栄養士等による栄養ケアマネジメントを行います。食事時間等は次のとおりです。

- (ア) 朝食 8：00～
- (イ) 昼食 12：00～
- (ウ) 夕食 17：30～
- (エ) 以上の他、おやつ湯茶等のサービスがあります。
- (オ) 原則、食堂においておとりいただきます。

③ 入 浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助または特別浴もしくは清拭となる場合があります。

④ 介 護…施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

- (ア) 着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

⑤ 生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑥ 健康管理…当施設では、嘱託医による健康管理及び看護師によるバイタルチェック・投薬等医療的管理を行っています。

- (ア) また、診察室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。

⑦ 緊急時の対応

1. …体調の変化等、緊急の場合は必要な緊急措置を行うとともに家族等の緊急連絡先に連絡します。

⑧ 安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑨ 療養食の提供

1. …当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために特別食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑩ 行政手続代行

1. …行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。
(ア) ただし、手続に係る経費は、その都度お支払いいただきます。

⑪ 日常費用の受入、保管管理及び支払代行

1. …介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入、保管管理及び支払代行を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日常費用受入、保管管理及び支払代行契約書」の締結が必要となります。

⑫ 所持品等の保管

1. …特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑬ レクリエーション

1. …当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑭ その他のサービス

- ア 通院サービス：医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。
- イ 理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
- ウ その他のサービス：介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

①基本料金

〔施設利用料〕 一日あたりの自己負担額（一割負担額）

令	区 分	金額	和6年8月施行
	要介護1	6 1 6 円	
	要介護2	6 8 9 円	
	要介護3	7 6 5 円	
	要介護4	8 3 8 円	
※ 自	要介護5	9 1 1 円	介護保険制度の水準に該当する一定以上の所得のある方の自己負担割合は2割または3割になります。

〔加算〕

- サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 7 円 / 日 が加算されます。
- 夜勤職員配置加算（Ⅰ） 14 円 / 日 が加算されます。
- 医療機関連携加算 105 円 / 月 が加算されます。
- 初期加算 32 円 / 日 が入所後 30 日まで加算されます。
- 看護体制加算（Ⅰ） 5 円 / 日 が加算されます。
- 安全体制管理加算 21 円 / 入所時 1 回限り加算されます。
- 認知症チームケア推進加算 157 円 / 月 が加算されます。
- 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 105 円 / 月 が加算されます。
- 看取り介護加算（終末期における施設での看取り介護を実施した場合に該当します）
 - ①ご逝去日以前 3 1 日から 4 5 日 76 円 / 日 が加算されます。
 - ②ご逝去日以前 4 日以上 3 0 日以下 151 円 / 日 が加算されます。
 - ③ご逝去日以前 2 日又は 3 日 711 円 / 日 が加算されます。

④ご逝去日

1338 円 /日 が加算されます。

上記の料金に、地域加算が加算、特定処遇改善加算Ⅱが加算されます。

○食事・居住費

	該当要件	資産要件	食費	居住費
第1段階	・生活保護受給者		300 円	0 円
第1段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者	・預貯金等が1000万円以下の方（夫婦で2,000万円以下の方）	300 円	0 円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	・預貯金等が650万円以下の方（夫婦で1,650万円以下の方）	390 円	430 円
第3段階 ①	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	・預貯金等が550万円以下の方（夫婦で1,550万円以下の方）	650 円	430 円
第3段階 ②	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	・預貯金等が500万円以下の方（夫婦で1,500万円以下の方）	1,360 円	430 円
第4段階	・本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者がいる方 ・本人が市民税課税の方 ・配偶者が市民税課税の方（世帯が分離している配偶者を含む）	・利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方	1,580 円	915 円

- 1) 療養食、行政手続代行費用、行事参加費、希望食、通院サービス費、理美容費等の料金は、別途ご負担いただきます。
- 2) 入所期間中に入院または外泊した期間があるときは、介護報酬請求の取り扱いに準じ算定される料金となります。

5) 実費となる料金につきましては、別紙1に特別料金として載せてあります。

④ 自己負担軽減制度

施設利用に伴って上記①から④の料金をご負担いただくこととなりますが、この料金については、次の制度によって軽減を受けられる場合があります。種々の手続きが必要となりますので契約時に担当者にご相談をしてください。

1) 介護保険法施行前から特別養護老人ホームに入所されている方の負担据え置き制度

2) 社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームに入所する方などの負担軽減制度

円

3) 高齢者夫婦などで配偶者がユニット型個室の施設などに入所され残された在宅の方の生活が困難となる場合の負担軽減制度

円

4) 1ヶ月の介護サービスの一割負担の合計額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合、その超えた部分が払い戻される制度

5) 利用料を支払った場合に生活保護の適用となる方についての負担軽減制度

⑤ 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

5 入退所の手続

(1) 入所手続

まずは、お電話等でお申し込みください。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合……その翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります。
- ・利用者がお亡くなりになった場合……その翌日

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを支払期限（15日間）までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または

入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。

- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・上記①から③による退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降ホームを利用することとなるときは、その利用に要する実費を請求します。

6 当施設のサービスの特徴等
別添の資料をご覧ください。

7 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先①	契約書別紙1の緊急連絡先①と同じ	
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		
緊急連絡先②	契約書別紙1の緊急連絡先②と同じ	
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		

8 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。また、状況に応じて市町村及び県へ速やかに報告いたします。

9 サービスの第三者評価の実施状況

当施設では、第三者評価は実施しておりません。

10 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 049-261-0700 (9時～16時まで)

担当 相談課 (久保・星)

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

11 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記までお申し出ください。